

中間とりまとめに対する意見募集の結果について

1 意見募集方法の概要

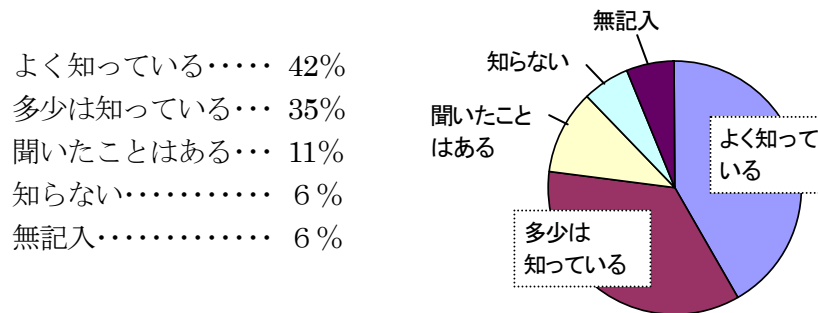
- ・意見募集期間
平成 21 年 12 月 14 日～平成 22 年 1 月 15 日まで
- ・意見募集リーフレット入手場所
各区役所、横浜市市民情報センター（市庁舎）、環境創造局環境影響評価課、ホームページ
- ・応募方法
リーフレット裏面の応募用紙を F A X、郵送、持参、またはホームページから入力

2 意見募集結果について

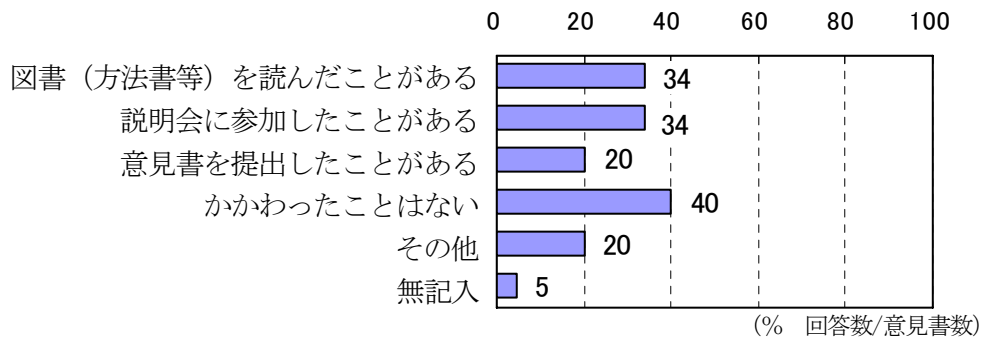
(1) 寄せられた意見書数 **65 通**（市内 56 通、市外 8 通、無記入 1 通）

(2) 質問及び回答

【質問 1】 環境アセスメント（環境影響評価）制度を知っていますか？



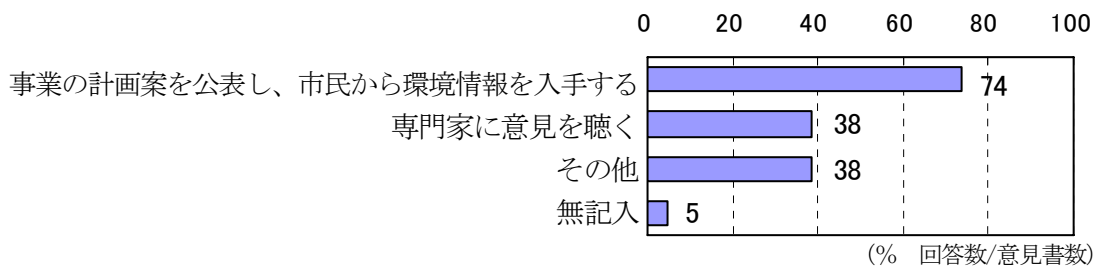
【質問 2】 環境アセスメント手続きにかかわったことがありますか？（複数回答可）



《その他》

- ・コンサルタントとして（8 通）
- ・事業者として（2 通）
- ・意見陳述した（1 通）
- ・事業者のオブザーバーとして、検討作業をモニターした（1 通）
- ・自分の生活地点の空気の汚れを調べた（1 通）

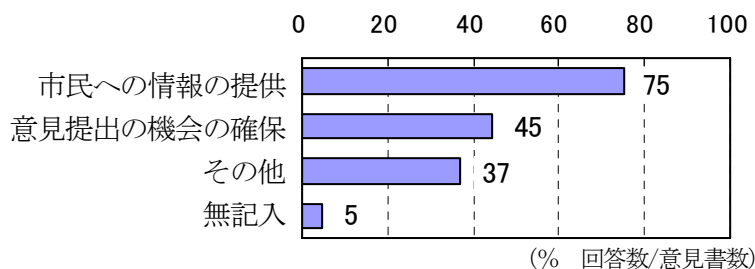
【質問3】 より環境に配慮した事業計画とするためには、早い段階（事業計画を立案する時）で、どのような手続を行うと効果があると思いますか？（複数回答可）



《その他》主な意見

- ・公共と民間の違いを無視して、一律に早い段階での手続を義務づけることは適当ではない。
- ・中立的に判断できる専門家に意見を聴くことができるのであれば有益。
- ・どこに何ができる、という事が一般市民に知られるには一定の時間がかかる。事前の広報を徹底して市民の意見を求めるべき。
- ・市が事前に環境情報を把握しておくべき。
- ・戦略的アセスについては民間の事業であっても早期の導入を前提に検討と試行に入るべき。

【質問4】 手続の効果を維持しつつ、効率的な手続に見直すことを考えていますが、検討の際には何に配慮した方が良いと思いますか？（複数回答可）



《その他》主な意見

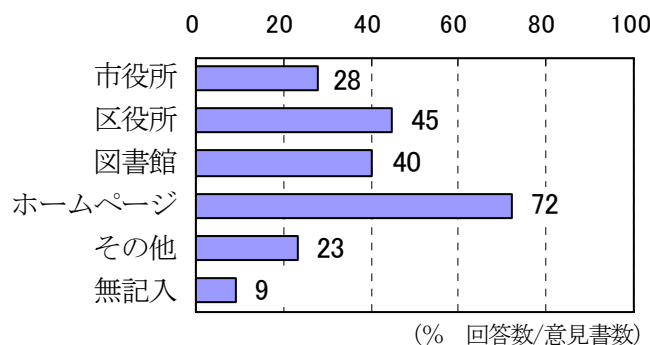
- ・制度が単なる手続とならぬよう、市民からの意見を丁寧に汲み上げ、反映させる努力が必要。
- ・工事中や事業実施後に、環境影響評価において指摘された点をチェックし、逸脱した点について修正させることのできる監視機能の充実。
- ・市民が真に理解するための、市民への情報提供は重要であるが、現状は、市民が正しくアセス制度を理解し、環境保全に有用な合意形成の場となる理想にはいたっていない。
- ・環境都市横浜としての、上位計画、意志をしっかりとさせることがなければ、わずかに残る自然環境もなくしてしまうことになる。

【質問5】 3種類の対象事業（高層建築物、電気工作物、廃棄物処理施設）の見直しについて、どう思いますか？また、それ以外の事業についてもご意見があればお書きください。

主な意見

- ・高層建築物について、是非早急に見直すべき。
- ・高層建築物は負荷に見合う環境貢献を担わせる制度を設けてからアセス対象事業からはずすべきではないか。
- ・環境負荷への影響が大きい施設について順次見直してほしい。
- ・道路も対象にすべき。
- ・対象事業の選択は事業規模にかかわらず地域の実情を見て、住民の意見を聞いた上で、判断してほしい。

【質問6】 環境アセスメントの図書をどこで見ることができる（縦覧する）と便利だと思いますか？（複数回答可）



《その他》主な意見

地区センター、行政サービスコーナー、学校図書館、町内会への回覧・事務所・掲示板

【自由記載欄】 中間とりまとめについて、ご意見、ご提案などをご自由にお書きください。

主な意見

- ・早い段階で市民に公表して市民から環境情報を得ることには賛成だが、各段階で市民から意見を求めることの意味が異なることを、市民に理解してもらう必要がある。
- ・市民との情報交流の機会確保ばかりに力点を置いた改正を行っても、事業者の負担が増すばかりで、ますますアセス嫌いは進み、衰退していくものと杞憂される。
- ・現在でも多様な資料が存在するので、手続き上での整理が重要。
- ・環境影響評価審査会に市民公募委員が複数いることも大切ではないか。
- ・情報公開の方法や説明会の設定など、住民によく周知され、参加しやすい日時、場の設定等に努めるよう指導してほしい。
- ・環境アセスメントの手続きに入った事業に対して利害者の異議申し立てがあっても必ず事業認可されている。